

堺市地域公共交通施策検討支援業務

仕 様 書

堺市 建築都市局 交通部 交通政策課

第1章 総 則

1. 適 用

本仕様書は、堺市が実施する「堺市地域公共交通施策検討支援業務」に適用する。

2. 業務の目的

本業務は、堺市における高齢者の社会参加を支援し、公共交通機関の利用を促進することを目的としたおでかけ応援制度の利用実績等を踏まえ、持続可能な公共交通ネットワークの形成や利用しやすい移動サービスの充実に資する施策の検討を支援することで本市の公共交通の計画策定に活用することを目的とする。

3. 履行場所

堺市内及び受注者の事務所

4. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5. 業務の進め方

受注者は、作業開始に先立ち、詳細に作業計画を立案した上で、以下の書類を発注者に提出し、承認を得なければならない。その計画を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 業務責任者届
- (3) 業務計画書
- (4) 実施工程表
- (5) その他本市職員が必要と認める書面

受注者は、発注者との連絡を密にし、指示に従わなければならない。受注者は、各作業工程において、品質の管理及び工程の確認を行い、業務の進捗状況を発注者へ報告するものとする。ただし、発注者が必要と認めたときも、受注者に作業の各工程の進行状況等をその都度報告させることができる。また、受注者は発注者に打合せ記録を提出する。

6. 貸与資料

業務に必要な下記の資料について貸与する。

- ・おでかけ応援制度利用実績データ（令和2年度から令和6年度末まで）
 - ※確認可能な項目：利用者属性（年齢、性別、居住地）、利用日時、乗降停留所
- ・乗合タクシー運行日報・月報データ（利用者属性（運賃種別）、利用便、乗降停留所等）、集計データ（ルート別利用状況、OD表等）（令和2年度から令和6年度末まで）

第2章 業務の内容

1. 計画準備

業務を円滑に進めるため、業務の目的・主旨を把握した上で、業務内容・実施方針・業務工程・組織計画等を検討し、業務計画書を作成する。

2. おでかけ応援制度、乗合タクシーの利用実績等の分析

1) 利用実績等の分析

①おでかけ応援制度

おでかけ応援制度の利用実績データ等を用いて、地域公共交通施策の検討に資するものとなるよう、各種データの集計及び現状・課題等の分析を実施する。なお、系統や停留所については、「校区」「堺市立地適正化計画の拠点」「他のバス等との乗換え可否」などでグルーピングし、分析を行う。

その他、分析に必要な関連統計資料等については、発注者から提供可能なものについては適宜提供を行う。

集計にあたっては下記の集計項目を基本とし、必要に応じて年度別推移についても示すこと。なお、集計における年齢階層は5歳毎（例：65～69歳）を、居住地は町丁目レベル、停留所数は750、系統数は200をそれぞれ想定している。

○集計項目

- ・総利用量
- ・個人属性別（性別、年齢階層別、居住地別、利用日数別）利用量
- ・系統別利用量
- ・個人属性別（性別、年齢階層別、居住地別、利用日数別）系統別利用量
- ・利用状況別（曜日別、時間帯別）系統別利用量
- ・停留所別利用量
- ・個人属性別（居住地別）停留所別利用量

②乗合タクシー

乗合タクシー（9ルート）の運行日報・月報データや集計データ等を用いて、乗合率の算出や流動図等として整理し、現状・課題等の分析を実施する。

その他、分析に必要な関連統計資料等については、本市から提供可能なものについては適宜提供を行う。

3. 分析結果を踏まえた施策提案

2. の分析結果や現在の堺市地域公共交通計画（令和6年5月策定）の取組状況等を踏まえ、施策提案を行う。なお、堺市地域公共交通計画に係る取組推進の議論については堺市地域公共交通活性化協議会において行われているため、本市ホームページに掲載している過去の会議資料等を参考とすること。

なお、施策の検討は新たな取組の提案または現行の取組の改善に係る提案を行うものとし、その提案は堺市地域公共交通計画に示す「目標1 公共交通ネットワークの確保」「目標2 利用し

やすい運送サービスの提供」「目標３ 外出機会の創出」に資するものについて、それぞれ１つ以上行うものとする。

また、提案内容は以下の記載項目を踏まえたものとする。

（記載項目）

実施方法、スケジュール、効果、コスト、懸念点、他都市事例、その他必要事項

４．打合せ

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ１回、成果品納入時の計３回行う。

２で定める分析を令和８年１月末までに、その後「中間打合せ」を実施し、令和８年３月１７日までに３で定める施策提案を行う。

第3章 成果品

1. 成果品

成果品は次のものとする。なお、用紙、様式については発注者と協議して定めるものとする。
また、データについては、OSはWindows、文書ファイルはWord形式、表計算ファイルはExcel形式、印刷データはPDF形式を原則とする。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 報告書 | 2部 |
| (2) 報告書をデータ化したもの | 1式 |
| ※報告書作成にあたり作成した電子データを含む | |

2. 成果品の提出

- (1) 受注者は作業が完了したとき、または発注者が必要なため請求したときは速やかに成果を整理して発注者に提出するものとする。
また、成果品は令和8年3月17日までに提出すること。
- (2) 成果品提出の際は、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第4章 雑 則

1. 疑 義

本業務の内容について疑義が生じた場合は、受注者は発注者と協議の上その指示に従うこと。
発注者において必要と認められるときは、作業の変更又は中止をすることがある。

2. 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、契約期間の終了又は解除後も同様とする。また、機密や個人情報を含む成果物を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。

3. 貸与資料等

本業務において必要なデータ、図面、資料等（以下「資料等」）については、発注者が受注者に貸与する。受注者は、これら資料等をセキュリティ対策が施された端末に保管するなど、適切な管理を行い、紛失や破損が生じないように十分に注意して取り扱うものとする。

作業終了後は、速やかに資料等を発注者へ返却し、保管していたデータは完全に削除すること。また、目的外利用、複製及び第三者への提供を行ってはならない。

他団体に帰属する資料等の借用については、受注者が手続きを行うものとするが、その取り扱いについて、受注者は発注者に誓約書を提出するものとする。

4. 成果品にかかる著作権の帰属

成果品及び本業務において取得されたデータについては、その著作権を含め全て発注者に無償で譲渡するものとし、受注者は発注者の許可なく他に利用、公表または貸与してはならない。

5. その他

(1) 別紙「暴力団等の排除について」を遵守すること。

(2) その他、本書に定めなき事項については、本市、受注者相互により協議すること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。